

第 4 回

札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会

議 事 録

日 時 : 平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 (木) 午前 1 0 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 1 8 階第二常任委員会会議室

1. 開 会

事務局（高森市民生活部長） 皆さん、おはようございます。

おそろいになりましたので、これから第4回目の検討委員会を始めさせていただきたいと存じます。

それでは、常本委員長、よろしく願いいたします。

2. 委員長あいさつ

常本委員長 改めまして、皆さん、おはようございます。

お寒い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、いつもよりちょっと広い部屋で、皆様との間が若干遠うございますけれども、それに負けずに頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

前回、11月19日に開催いたしました第3回検討委員会におきましては、これまでにいただいたご意見を集約し、さらに、課題を整理し、そして札幌市として考える計画の概要といったものに関する資料が事務局の方から提出されまして、それについてまたご意見をいろいろといただいたところでございます。

今回、さらに、机の上にもございますけれども、事務局の方から当委員会の報告書の素案と言うべきものも提出されておりますので、札幌市のアイヌ施策の課題、あるいは計画の内容等について、さらに詳しく皆様のご意見を伺いたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

3. 議 事

常本委員長 それではまず、事務局の方からこの資料についてご説明をお願いいたします。

事務局（加藤アイヌ施策課長） おはようございます。アイヌ施策課長の加藤です。

それでは、私の方から、資料の確認をいたします。

まず、お手元の資料1、札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会報告書素案をごらんください。

この資料は、前回、提出いたしました計画の骨子、素案に文章を加えて肉づけしたものでございます。また、項目の追加やタイトルの変更など、若干変更している部分がございます。今回の素案では、まず、「はじめに」という項目を追加しておりますけれども、この部分は報告書の導入部になるものでございます。今は空白になってございますが、最終案ではこちらに文章が入ることになります。文章案につきましては、次回に提案にいたしたいと思っております。

報告書の1番目の大項目は、第1、「アイヌ民族に関わる歴史的経緯」ということで、前回の骨子からタイトルを変更しております。

中項目の一つ目、「アイヌ民族の先住民族としての歴史」では、まず、アイヌ民族が先

住民族であり、独自の言語や文化をはぐくんできたということと、札幌市内にもアイヌ民族の遺跡が多数存在していることを述べ、交易などにより古くから和人とかがわってきたことを述べております。

中項目の二つ目、「近世以降の歴史的経緯」では、商い場における交易の不利な条件などによるアイヌ民族の不満の高まりによる争いと、場所請負制のもとで過酷な労働による疲弊について述べ、札幌市域でも過酷な労働や疫病などによるアイヌ民族の減少があったということ述べております。さらに、明治以降にあつては、明治政府の統治、開拓の名のもと、和人が大規模に北海道に移住し、近代的な土地所有制度や同化政策などによりアイヌ民族の生活やアイヌ語を初めとする独自の文化に深刻な打撃を受け、さまざまな局面で差別を受けることになったということ述べております。

次のページ、第二次大戦以降は、社会保障、福祉制度の整備に伴い、アイヌ民族の生活や教育等に関する施策が実施されず、生活の格差や差別の問題は残ったままであったが、アイヌ民族は、民族の誇りをかけ、社会的地位の向上と文化の保存、伝承及び発展を図る活動を国内外で展開してきたということ述べております。

次に、大項目の2番目、「アイヌ民族の現状と最近の動き」でございますけれども、これも骨子のときのタイトルを変更しております。

中項目の1番目、「アイヌ民族の生活・教育の状況」でございますが、(1)でウタリ福祉政策、あるいはアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策などの生活関連施策については北海道が中心になって実施してきたことを述べ、(2)では平成20年に北海道大学アイヌ・先住民研究センターが実施した生活実態調査結果によると、それでもなおアイヌ民族とそうでない人に生活の格差や教育の格差があることが明らかになっているということ述べております。

中項目の2番目、「アイヌ民族の伝統文化の保存、継承、振興等(アイヌ文化振興法と文化振興施策)」では、アイヌ民族は、和人による圧迫や明治以降の同化政策により打撃を受けながらも、独自の文化を保持、発展してきたが、文化承継者の高齢化や生活の困窮などの問題が存在しており、平成9年にアイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展に寄与するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律、いわゆるアイヌ文化振興法が施行され、北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、各市町村がアイヌ文化の保存、伝承、振興、知識の普及啓発などの事業を行っていくということ述べております。札幌市でも、平成15年に、札幌市アイヌ文化交流センターを設置して、アイヌ文化体験講座や小・中・高生団体体験プログラムなどを実施し、伝統文化の活動の推進や市民とアイヌ民族の交流機会の確保に努めてきておりますということ述べております。

中項目の3番目、「アイヌ民族を取り巻く最近の動き」でございますが、(1)として、先住民族の権利に関する国連宣言では、世界中の先住民族とともに、長年にわたってさまざまな活動を展開してきたことにより、平成19年9月13日に、国連総会において先住

民族の権利に関する国際連合宣言が我が国も賛成して採択されたことを述べております。
(2)のアイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議では、平成20年6月6日に、衆参両議院の本会議において全会一致で可決され、政府もアイヌ民族を先住民族であると正式に表明したことを述べております。(3)のアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告では、アイヌ民族の歴史や現状を踏まえ、国が主体となって先住民族という認識に基づいた政策を展開し、国民の理解の促進、広義の文化に係る政策などを実施するための所要の推進体制等を整備すべきであるなどの旨の報告がなされております。

続きまして、大項目の3番目、「札幌市が推進する施策」でございます。

中項目の1番目、「札幌市アイヌ施策推進計画の目的、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちづくりの実現」につきましては、前回の札幌市アイヌ施策推進計画の目的及び施策目標についての中で、また、2番目の「計画の体系」につきましても、説明しておりますので省略いたします。

中項目の3番目、「施策目標と推進施策」については、前回もご説明しておりますが、ご指摘があった部分について変更を追加しておりますので、その部分について説明させていただきます。

(2)の施策目標2、伝統文化の保存・継承・振興の中で、前回、本田委員から、アイヌ民族みずからの民族教育の視点が抜けているのではないかというご指摘がございましたが、これにつきましては、最後の部分にアイヌ民族みずからが伝統文化を保存・継承・振興するために新たな施策を推進するというを追加しております。

なお、各施策目標に推進施策がそれぞれ二つずつございますけれども、ここには、本日お手元に再提出しております「アイヌ施策推進計画の体系・概要と委員会意見集約・国/道/財団/市の施策(整理表)」と、札幌市アイヌ施策推進計画との関係に掲げる各種施策を盛り込むことで考えております。

大項目の4番目、「計画の推進」は、前回の骨子をさらに具体的に記載しております。

計画の推進に当たりましては、目的の達成に向け、効果的かつ着実に計画を推進するための体制を整備し、適切な進行管理に努めることとしております。その方策として、(1)で、札幌市アイヌ施策推進計画連絡会議を設置し、札幌市の全庁的な推進体制を構築し、全庁一体となって施策を展開することとしております。また、(2)では、計画の適正な進行管理を図るため、アイヌ民族、有識者、公募市民等から構成される協議機関を設置し、施策の実施状況の検証や新たな施策や計画の見直しなどについて審議することとしております。

続きまして、お手元にお渡ししました「アイヌ施策推進計画の体系概要と委員会意見集約・国/道/財団/市の施策」、A3判のものでございますけれども、これについて説明いたします。

この資料も前回お渡ししておりますけれども、変更、追加があった分についてご説明いたします。

変更や追加があった部分は網かけしております。

まず、教育等による市民理解の促進の欄の右側に、「ゲストティーチャー」に網かけがかぶっておりますが、前回の委員会でゲストティーチャーの活動の場が少ないではないかというような意見がございました。そこで、教育委員会と協議した結果、ゲストティーチャーの派遣の拡充が可能ということで掲載させていただきました。

また、伝統文化の保存・継承・振興の伝統文化活動の推進の欄の右側に、「伝統文化の担い手育成の支援」を網かけしておりますが、これにつきましては、先ほどの大項目の3番目、「札幌市が推進する施策」の中の施策目標で、伝統文化の保存・継承・振興でご説明いたしましたアイヌ民族みずからが伝統文化を保存、継承、振興するために新たな施策を推進するという部分に対応するものでございます。内容につきましては、アイヌ語講座の充実などを初め、アイヌ文化や技術伝承の担い手の育成、支援ということで、場所の提供や講師の謝礼などの側面的な支援を考えてございます。

また、裏面になりますけれども、同じ区分の中に「さぼーとほっと」に網かけしておりますが、これは、前回提出した資料が間違っていて、正式名称がさぼーとほっと基金ということで、こういう形で訂正しております。

以上で事務局の説明を終えます。よろしく検討をお願いします。

常本委員長 ありがとうございます。

本日の進行といたしましては、前回の第3回の委員会との流れもでございますので、最初に、後の方でご説明をいただいた具体的な施策に関してご意見をいただくことから始めたいと思います。これは、前回の委員会の最後でも、高森部長の方から遠慮なくたたいてくれというお言葉をいただいておりますので、ぜひ皆様から具体的計画に関して忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

現に、この表に載っているものについてのご質問、ご意見等をいただき、さらに、ここに載っていないものでも、こういうものがあり得るのではないかというご意見があればあわせてちょうだいしたいと思います。その上で、時間のぐあいを見ながら、報告素案についてのご意見もいただくことができればと思っております。この報告書素案そのものにつきましては、既に事前にお手元にお届けしてあったかと思っておりますが、基本的には、次回、第5回の委員会で集中的に議論したいと考えております。

それでは、そのような進め方をさせていただいてよろしいということであれば、最初に、資料2を基本にして、ここに載っております具体的な施策等について、あるいは載っていないものも含めてで結構でございますけれども、ご質問、ご意見等があればちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

江本委員 具体的な施策ということになりまして、今まで、教育現場とのかかわりというものを非常に強調されていて、もちろんこれは大事なことだと思っておりますが、もう一つ、市民理解の促進ということになるかどうかはちょっと別として、やはり、札幌市内にはいろいろな役割を担った団体があると思うのです。例えば、民生委員というものが

あると思います。民生委員は、地域との深い交流といいますか、相談ごとも含めて活動している団体なものですから、こういうところと、やはりアイヌの方々の生活とか、いろいろな知識を学んでもらう必要があるだろうというようなこと、それをどこかに盛り込めないかというのが一つです。

それからもう一つ、これは私の属している人権擁護委員会ですが、人権擁護委員に周知徹底させると。これは、別に今回の答申に盛り込んでいただかなくても、私は責任者をやっていますので、来年度の活動の中でそれはぜひやっていこうというふうにも考えております。具体的な問題として、今、私が思いつくのは、民生委員との関係、もう一つは人権擁護委員との絡み、さらに、まだいろいろな団体がありますのでそのほかにもあるのかもしれないけれども、当面、今、私が具体的に挙げられることとして、その二つの団体との連携をどうするかということ盛り込んだらいかがかなというのが私の意見です。

常本委員長 ありがとうございます。

これは、資料2の一番上に一般市民の理解促進というのがございますけれども、その具体的な方策として、市内の既存の組織、団体、民生委員、人権擁護委員、あるいは、民生委員の一部にはなりますが、主任児童委員とかいろいろございます。そういったところに対する教育ないしは啓発も具体的にはうたってはいかがかというご意見かと思えます。

その点については、事務局の方で何かお気づきの点とかはございますか。

事務局（高森市民生活部長） おっしゃるとおりだと思っております。

それから、もう一つ、一般市民の中に含まれるかどうかはちょっとわかりませんが、やはり、市の職員に対する理解を深めてもらうような取り組みというのは当然必要になってくるかなと思っております。現に、国の有識者懇談会での報告書が出た後、各区役所に市民部長がいますが、その市民部長会議に行きまして、報告書について簡単に説明してまいりましたけれども、やはり、いろいろな機会にアイヌ民族にかかわる最近の動きなり何なりをきちんとお知らせしていくことは必要でないのかなというふうに思っております。

それから、新任の課長職につきましては、必ず、研修ということでアイヌ文化交流センターに集めまして、アイヌ民族にかかわる歴史についての講演をいただいた後、センターの中を見ていただいたり、私どもの方としてはそういった研修の機会も設けているということもあります。そのほかにも、やはり、一般の市民以外に、市の職員に対するいろいろな啓発は必要かなと、それは、当然、念頭に置いてやっていきたいと思っております。

常本委員長 ありがとうございます。

江本委員のご提案に加えて、市職員、とりわけ幹部職員の研修にも力を加えていきたいということかと思えますが、ほかにいかがでしょうか。

本田委員 どこに入るのかはちょっとよくわかりませんが、例えば、うちの大学で来年度から始めるウレシパ・プロジェクトは、企業との連携ということを強く意識してまして、ウレシパ・カンパニーというのを現在募っております。今のところ2社で、その企業は優先雇用も含めて考えてくださるといふ非常に強力な支援体制をとってくださっていま

す。

例えば、先日、うちで一般公開でもあったのですが、朝9時からの勉強会をやりました。そのときにも、その企業の担当者の方が3人、朝9時から二つの企業から来ていただきました。一緒になって勉強して、一緒になって学生を育てていくと、学生はまだ入ってきていませんが、そういうことを現実に始めてくださっています。

私は、やはり教育した後の出口の保障が物すごく大事だというふうに思っています。しかし、そういうことがこの中には余り見られないものですから、やはり、アイヌの学生たちを、学生の段階で支援してくれる企業、あるいは、優先雇用枠を含めて就職についても考えてくれる企業、そういう志の高い企業に対しては何らかの支援を札幌市がやりましょうみたいなことを出していただけると、今後、こういうことに対する取り組みがどんどん進んでいくような気がしますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。

事務局（加藤アイヌ施策課長） それとは若干ずれるかもしれませんが、前にさぼーとほっと基金という資料をお渡ししました。これは何かといいますと、事業者とか市民から寄附を募って札幌市のまちづくりをしましょうという基金なのですが、この中で、いわゆる事業に対する寄附と団体指定に対する寄附があるのです。例えば、アイヌの文化振興とか、これも当然まちづくりに入りますので、まず、札幌支部が寄附を受ける受け皿に登録していただきます。そして、企業がこういった事業に対して寄附したいということであれば市に寄附をできる、そのとき、企業としては税制面の控除を受けられるというメリットがあるのです。

本田委員が言ったような雇用の部分とは違いますけれども、そういった文化の部分も含めて、こういった資金が活用できるのではないかとということでこれにも載せてあります。

常本委員長 今の本田委員のご発言にあった、企業に対して市として何らかの支援ができないかということの可能性はいかがなのでしょうか。

事務局（高森市民生活部長） 私どもが直接支援する方法をとるのか、それとも経済局なり何なりがそういった方法をとるのかという二つの道があります。あるいは、支援の中身としてどういうことをやっていくのか。現実的に、財政的な支援はなかなか難しいことになるかと思いますが、例えばこういったすばらしいことをやっていることを企業があると、そういった企業をアイヌ施策の絡みの中でいろいろ紹介していくとか、そういったことで企業のイメージアップにつながるような、広報を通じてそういったことをやっていく支援と、そんなところからならまず始められるのかなというふうに思います。

そういったところがどんどんふえてくれば、今度はさらにその次のステップかなというふうに思いますが、その辺は検討させていただきたいと思いますが、計画の中にもそういったところは盛り込めるのではないかなというふうに思っております。

常本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

堺委員 ずっと思っていたことは、一番上のスペースの中に入るのかどうか、講習を受

けて、せっかくすばらしい刺繍とか木彫りの作品ですから、文化センターでいろいろなお話を伺ったときに、その販路、販売につながることを何とか支援できないものかと思ったのですが、それがどこかに当てはまるでしょうか。販路を応援してあげたいという……。

常本委員長 今回の堺委員のご指摘というのは、以前からご指摘等も若干あって、資料2で言うと、裏の一番上の伝統文化活動の推進というところで、区民センターでの販売だとか、あるいは、その下の民芸品展示販売スペースの設置みたいなところにかかわってくるのかなという理解でもよろしいでしょうか。

堺委員 はい。

常本委員長 これについて、その後、市の方でもいろいろご検討をいただいているところですが、今の段階で、何か、こういう販売スペースの設置等にかかわって、超えるべき課題というか、問題点ということで市の方で把握していらっしゃることがおありですか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 今、堺委員がおっしゃられた、例えば講習会でつくってやるというのは、区民センターのロビーでもやろうと思ったらできるのですよ。ですから、そういう形で話をして、うちが窓口になって区と交渉していく中でそういうことはできると思います。特に、一般的に区役所で講習会を開いて、その結果、こういうものができましたという部分で区民センターのホールで売ることは可能です。

常本委員長 そういう教室みたいなものの製品をセットで販売するといった意味で行うのであれば区民センターで比較的容易にできるけれども、恐らく、堺委員のご指摘のところは、恒常的な販売スペースみたいなものを用意して、ある程度生活に結びつくような、商売という言い方が適当かわかりませんが、そういうものに結びつくような形での支援ができないかということも含めてのご発言であったわけですか。

堺委員 短期的ではなくて恒久的にと。

常本委員長 恒久的な方になると、これは、スペースの用意、あるいはそれにかかわる経費等々もあるのかもしれませんが、そこら辺はいかがでしょうか。

事務局（高森市民生活部長） 一応、産業振興等の推進の中で、展示・販売スペースの設置というのは短期的課題の中には掲げております。例えば、地下街に一つ大きな店舗を入れるとしますと何千万円というお金もかかりますし、維持管理もかなりの経費がかかってまいります。ですから、こういったところにこういった形がいいのか。今の市の財政状況の中で一挙にそういったものをどんと出すというのは、現状としてはなかなか難しい状況にありますけれども、地下街がいいのか、それとも、これはJR側との交渉にもなりますが、駅がいいのか、あるいは別のところがいいのか、そういったところを含めて、できるだけ早目にそうした場所が設けられるように検討していきたいなというふうには考えております。そういった意味で、短期的課題の中の項目として、スペースの設置というのは入れております。

現実に、地下街に身体障がい者の人たちのお店がありますが、そういったところを設置するに当たっての設置費として5,000万円ぐらいのお金がかかったりとか、また維持

管理にも結構お金がかかります。そういったところを考えていったときに、なかなかすぐにとんとできるというところではありませんので、少しずつ中身を検討しながら、場所なりも考えながら、その辺はできるだけ早目にできるように検討していきたいなというふうに思っております。アイヌ民族の方からの要望も強い部分でもありますので、早目に実現できるように検討していきたいと思っております。

常本委員長 経費的な面を中心に、超えるべきハードルはいろいろあるようすけれども、それでもあえて短期的課題の中に位置づけているいろいろな知恵を出したいということのようですので、期待したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員 今のお話に続くような感じですが、札幌市でやっている大きなイベントに雪まつりがありますね。そのときに、アイヌ民族文化祭をやっていると思うのですが、それを1カ所に固めてやるのではなく、例えば雪まつりの会場にブースを三つか四つ設けて、五感というのですか、見る、聞く、さわる、においと食す、そういうものを何カ所に分けて、ここは見る場所で、音楽を聞いたりアイヌ語を聞いたりする場所、もう一つはさわったり体験したりできる場所、もう一つは、お茶とかにおいでアイヌの食事を知ったり、また食べ物を紹介するブースがあつたりと、そういう五感を通してアイデンティティーを感じられるような、年に1回でもいいですから、そういう場所があると、道外や、各国の人にもっと知られるのではないかと思いますし、販路拡大にもつながるのではないかと思います。

難しいとは思いますが、ぜひ意見の中に入れていただきたいと思います。

常本委員長 いわゆる産業振興と、それから文化の発展ないし発信を結びつけるような形で何かの方法が考えられないかというご指摘かと思います。とりわけ、恒常的なスペースを設置するというよりは、何か雪まつりの大きなイベントの機会にそういった場を設けることは考えられないかということかと思っておりますけれども、それもとりあえず検討課題として置いておいていただければと思います。

本田委員 今のことに関連してですが、きのうたまたま知事にもお話しさせていただいたのですが、この前、新千歳空港に行ったとき、荷物の検査のときに私の前にすごくきれいなアイヌの衣装を着ている女の方がいらっしゃいました。余りにもきれいなので、それはつくられたのですか、それとも買われたのですかと伺ったら、「いや、新千歳空港のそこで買ってきたの」と。どう見ても10万円は下らないのではないかと思うような見事なもので、それを空港の中で普通に着ていらっしゃるんですよ。それで、だんな様がお隣にいて、「ほかにもいいのがいっぱいあったから数十万円は使ったよね」と奥さんに言っていてびっくりしたんですが、伺ったらアメリカから来られたご夫婦でした。

私が考えたのは、今、北海道の空港で、その場で数十万円を買おうという気持ちを起こさせるような、そういう購買意欲をを起こさせるようなものに何があるだろうかと。そして、このご夫婦がおっしゃっていたのは、「ここに来ないと買えないものだからここで買うよ

ね」というふうに2人でおっしゃっていて、見事だなと思ったのです。

だから、案外、アイヌのそういうものを手にするとか売るといのは、アイヌの方々のためではなくて、実は北海道が何をもってこれから外に対して発信していくのかとか、何をもってブランド化するのかと、そういう根幹にかかわるようなことなのであって、もっと積極的にそれをやることによって外から見える方へのおもてなしの心にもつながるのであり、北海道民とか札幌市民はアイヌの芸術品に対する考え方をちょっと変えるべきときに来ているのではないかというふうに私は思っています。そのことによって、北海道は他と差別化が図られて、ある意味、新しい道が開けてくるというような気持を持っているものですから、今のご意見はとても貴重だというふうに思いました。

常本委員長 ありがとうございます。

やはり、産業振興というのは、当然のことながら産業振興だけにとどまらず、それがアイヌ文化の進展、ひいては北海道全体の景気浮揚にもつながるのではないかというのは重要なご指摘かと思しますので、うまいぐあいにそれを入れ込むことができればと思います。

ほかにいかがでしょうか。

堺委員 例えば、もっと具体的なことに入ってしまうかなと思うのですが、すばらしい作品ができたなら、個人個人でワゴンに置いていいのか。そうすると難しいのかなと思うのですね。1人の作品を1人が売って利益が出るのか、販売となるとお金が絡むことで難しいことも出るかもしれないなど。

常本委員長 恐らく、その辺の具体的な問題となるともうちょっと先に考えるべき事柄の一つになってくるのかなという感じがいたしますが、確かに、先々そういった問題が出てくることもちょっと念頭に置きながら施策の枠組みを考えていく必要があると思います。

ほかにいかがでしょうか。

貝澤委員 例えば、平成十二、三年ごろ、緊急雇用対策でやったようなことを、今、緊急雇用創出事業としてやっているものがありますね。これは、前回、本田委員がおっしゃったように、結果的にみずから伝統文化の育成事業をやるということにつながると思うのですが、これをできるのであれば、五、六年に1回ではなくて、時々、やはり2年に1回とかやっていくと、結果として伝統文化の担い手育成につながってくると思うのです。そこら辺は今後どのように考えられるのか、ちょっとお聞きしたいのです。

常本委員長 この点、いかがでしょうか。何かございますか。

事務局（高森市民生活部長） 緊急雇用対策自体は、札幌市独自でやっているものではありません。そのときそのときの経済情勢、社会情勢に応じて国の施策として行われるもので、国からの補助金を使って札幌市が事業を実施します。大きな事業はそういったところでもあります。ですから、今、貝澤委員がおっしゃった平成12年、13年ごろに行ったのは、アイヌ文化交流センターの展示物の作成などの事業だったというふうに思いますが、それも国の補助金を使っての事業としてやったものであります。札幌市独自ではそれだけのお金を一遍に出すということはなかなかできない情勢ですので、そういった国の緊急雇

用対策事業などを活用しながらという部分は確かにあるかと思えます。

ただ、緊急雇用対策といっても、アイヌ民族の方にも使わなければならない分はあるかと思えますが、一般の市民の失業率もかなり高くなっておりますので、そちらの方にも振り向けなければならない部分もありますので、それは、そのときそのときの事業の必要性といえますか、アイヌ施策の中で何か必要なものがあれば私たちとしても緊急雇用の補助金を使って事業の組み立てを行っていきますし、その他に優先度が高いものがあればそちらの方にお金が回っていきたくとうと。そういった面で、毎回、毎回というわけにはいきませんが、そのときの必要性に応じて対応はしていかなければならないというふうに思っていますし、今回、緊急雇用でやった部分も必要性があってやっている部分であります。前回はそういったことでありますので、その必要性に対してそういった事業があるかどうかということも踏まえながら検討させていただきたいという部分かなと思えます。毎回毎回というわけにはいかないのかなというふうに思えます。

常本委員長 今、いわゆる産業振興の推進等に関連のあるお話を続けてちょうだいしておりますが、その辺に関して何か関連するご発言はまだございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

常本委員長 もしなければ、ほかに、前回は議論になった教育に関する課題、あるいは文化活動にかかわる諸課題等についてもこの機会にご発言をいただければと思います。

阿部委員 今、委員長がおっしゃったように、教育の問題で、実は、今、北海道が大学の貸し付け制度の見直しをやっているのですけれども、非常に納得できないコーナーで、これはたくさん問題を抱えております。

例えば、ことし卒業した人で4年前に借りた人がいます。実は、大学においてアイヌ民族の貸し付け制度がありますけれども、25年前から、特別な対策として国が認識して、卒業した段階で半年以内に免除申請書を出すようにと、それで免除をしてきた経緯があります。ところが、平成18年度から国の財政が厳しくなり、道の財政が厳しくて、貸し付けなのだから返してもらえと、こういう議論がどんどん盛んになってまいりました。これは、アイヌ協会は全く承知していないのですけれども、このたび、一方的に、今年度から返還の方に持っていくという議論が道議会でも起こってまいりました。道は、今、そういうような方向に向かおうとしております。

これは、大変重大な問題で、我々も、国と話し合いをしたり、道と話し合いをしておりますが、これは序論で、問題なのは、今回の計画の中にも札幌市の教育支援に対して書いてありますが、国がやらなければ何もしないというような書きぶりなのです。だから、こういう教育の支援について、全く考えないのかどうか。あるいは、札幌市独自で一般施策としても教育支援というのは行われているのかどうか。きょうは教育委員会も来ているので、アイヌ民族の教育に対してどう考えているのか。

一昨年の9月13日に先住民族の権利宣言が国連で採択されましたけれども、先住民族というのは、それだけ特別な状況にあって、いわゆる140年前に私たちは一方的に先住

民族にされてしまいました。それまでは少数民族というグループでしたが、明治になって、一方的に、ここはきょうから北海道だよ、おまえたちは今までアイヌだったけれども、きょうから日本人だということで、名前まで変えられて、土地も取り上げられて、アイヌ語を禁止されたという経緯があるわけです。その結果、140年たっても、戦後、幾らいろいろな施策をやっても生活格差がよくなり、差別がなくなり、貧乏の中にいるわけで、だから、教育もきちんとできないという悪循環です。そういうことを政令都市の札幌市が何も考えないのかどうか、やはりそこら辺をきちんと考えていかなければいけないと思いますが、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

常本委員長 かなり重い課題ではありますが、今回、教育支援等については、国の立法動向と関連するという形で位置づけになっているのが事務局からいただいた案でございます。その辺の関連について何かご説明はございますでしょうか。

事務局（附田指導担当係長） 教育委員会の方でも、奨学金制度はもちろん業務の一つとしてとり行っておりますが、現時点でアイヌ子弟に対する実態はどういうふうになっているか、そのこと自体は知り得ておりません。ただ、委員が今おっしゃられたような趣旨やねらいを十分踏まえて、今後、対策を考えていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

常本委員長 現時点では、市として、今ご指摘の問題に係る施策を特に実施しているわけではないけれども、今後、検討していきたいという趣旨のお話かと思いますが、阿部委員、よろしゅうございますか。

阿部委員 市としては、何か考えはございますか。

事務局（高森市民生活部長） 私どもの方としては、一たん、国なり北海道なり札幌市という一つの団体が、国、地方公共団体の役割分担というのはやはり一方であるのかなというふうに思います。したがって、教育にかかわる奨学金などの部分に関しては、北海道の方の役割分担の中で対応していただく部分かなというふうに思っています。

ただ、そうは言っても、一般的な部分としての奨学金制度は今もありますので、その辺はどう課題を持ってくるかというのはちょっと難しい課題かなと思っています。即答はできませんけれども、私どもの考え方としては、それぞれの役割分担の中で、今、対応しているということだけ申し上げておきたいと思います。

常本委員長 国の懇談会の報告書などにおきましても、いわゆる生活支援、教育支援も含めて、その課題の大きさというのは認識していたところではあります。ただ、やはり、大きな枠組みが広い意味での文化の振興、促進という柱の中でやれることというふうに行っていることから、やれること、やれないことという区別は出てくるのだろうと思います。その辺は、逆に、自治体においては、より現実的に、自治体の住民としてのアイヌ民族のニーズに即した施策を具体に実現していくということが課題になってくるのだろうと思います。ただ、その場合でも、地元の自治体といった場合に、北海道と札幌市、あるいは北海道とその他の市町村というところでの役割分担、あるいは、具体の施策を実施していく

のどちらがより適当な地位にあるのかということを考えながら、恐らく、施策の組み立てをしていくのだらうと思います。そういったことを考えながら、少し今の問題を検討させてほしいという趣旨のお話かと思いますが、課題として非常に重い課題だと思います。

ほかに、これに関連してももちろん結構です。

阿部委員 この会議では何度も本田委員から説明がありますが、札幌大学のウレシバ教育資金の問題です。こういうような発想は、民間の大学でもやるわけですよ。さらに、企業だって手を挙げて支援をしたいと。なぜそういうことをするのかというのは、やはり、先住民族というのは非常に大変な状況にあるということを考えてもらっているわけですよ。そこまで民間の大学、企業が一生懸命やっているのに、先ほど聞いても、市としては特別の対策は考えられないということでは、やはりこの検討委員会としていかがなものかと思うのです。何のための検討委員会なのかということを考えれば、先住民族、アイヌ民族というのは、歴史上、どんな状況なのかということを考えれば札幌大学が今やっていることは、国を超えて、北海道を超えてやっているわけです。それぐらいの思い込みがあるのに、それなのにと。私から言わせれば、政令市というのは、国に対して北海道と同等だと思っています。それぐらいのいろいろな思い切った施策はできるのではないかと思うので、再度、この点だけ申し上げたいと思います。

常本委員長 これらのご指摘を踏まえて、さらにご検討いただければと思います。

もちろん、先住民族という位置づけを中心に考えてみた場合には、それに対する責任を負うのは第一義的には国ということになると思います。国が第一義的な責任を負って、そのもとで、さらに自治体はその施策を具体的にどういう形で分担し、担っていけるのかというところでの考え方というのも出てくるかと思いますが、そういうことも、一方にありながら、他方で、今の阿部委員のご指摘も念頭に置いて、この課題の具体的な検討を進めていってまいりたいと思っていますところでございます。

その点、事務局の方でも力をおかしいただければと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。

江本委員 教育にかかわってですけれども、先ほど、民生委員とか人権擁護委員とのかかわりについてちょっとお話し申し上げましたが、やはり、何といても、もっと具体的に教育にかかわれるのは学校の先生だと思っています。

そこで、この資料を見ますと、札幌市の現行施策として教職員の研修というふうになっていて、これが将来に向かっての短期的課題で教員の育成というふうに書かれていますが、研修というのは具体的にどんな形で行われているのでしょうか。

事務局（附田指導担当係長） ご回答を申し上げます。

実は、本日、13時から札幌市教育センターの方で初任者の先生方を対象とした研修をとり行う予定でございます。この後、私は向かいたいと思います。講師は、アイヌ教育相談員の松平さんで、アイヌ文様を生かした作品づくりとアイヌ民族について演習と解説をするようになっていまして、このような初任者等を対象とした研修が年1度あります。

それから、一般の先生方を対象とした札幌市民に関する研修とも、支部のご協力も多大にいただきながらとり行っております。都合、年2回行っているのが実態でございます。

江本委員 さらに、短期的課題で教員の育成という部分があるのですが、教育委員会としては、具体的な問題としては現在行われている研修の継続というようなお考えなのですか。

事務局（附田指導担当係長） これは、回数としてはもう数十回にわたって経年で重ねてきたものですので、この継続はもちろんです。内容等についても、支部の協力も得ながら、最近の動きなども十分に先生方に知らせるなどして正しい理解を図るとともに、正しい理解を図っても具体的な指導にどのように移っていくのかなどのノウハウも十分伝えていければというふうに思っております。内容の充実を目指していきたいと思っております。

江本委員 子どもに対する教育の前提として、教職員にきちんとした認識を持っていただくのは大変重要なことですね。そういう研修を得た先生方が、子どもとのかかわりで各学校現場でどういう教育を子どもたちにするのかといった視点については、教育委員会はどんなふうにイメージして行われるのですか。

事務局（附田指導担当係長） まず、私は小学校の教員ですが、委員も先般お話しになられたように、小学校においては、社会科の教科の学習等でもアイヌ民族の方々の見方、考え方について学習する機会を設けております。ただ、社会科においてのみ学習を行うのであれば不十分でございますので、総合的な学習、音楽、家庭科など各教科を横断して取り組みを進めていくとともに、例えば、給食の時間で食の話題をするなど、日常的にアイヌ文化に関する話を先生からしていただくことで、アイヌ民族の方々に対して尊重する気持ちを持つとかはぐくむなど、そういった取り組みをしていただいているものと認識しております。

江本委員 教育現場の吉川委員はいかがですか。

吉川委員 私も小学校です。今、小学校で現実にやれることは、いわばアイヌ民族の歴史の話をします。また、実際に小学校で取り上げるのは、考え方のよさとか自然との共存とか、それから昔話というか、伝え聞いている話から、みんなと一体ですよと、そういう考え方を大事にしてきた民族なのですよというようなことが、大体、小学校でやれることで、歴史とそのよさですね。現実の現実としては、小学生ですから本当に具体的でないためですので、結構絞った形でやっていくというのが現状です。

ちょっと教育全体ということを考えていったら、阿部委員から、先ほど先住民族ということで非常に難しい問題が出されておりましたけれども、小学校ではそこまで深くというのは難しい面があるなというのも一つあります。また、私は小学校しか知りませんが、教育と考えたときには、小学校、中学校が話題になったみたいですが、高校、大学というのはどんなふうになっているのか。これは、一貫して通していかないのだめだなと思っております。

それから、いわゆるアイヌ民族のことを教育するということは、一般的教養なのか、そ

れとも共生の基礎・基本なのか、ここをしっかりと押さえておかないとだめなのだろうなと思います。ともに生きるための基礎・基本であるのだったら、私たちも、アイヌの方たちとも、共学、ともに学ぶ構造を小学校ではもっとつくっていけないかなという気もしています。いわば、ここに出ていますゲストティーチャーとか体験プログラムも一緒にやっていくとか、そういうことを常にもっと広げていけないかなというようなことは考えています。

私は、教育で言えば、ずっと気になったのは、白石での学習支援、土曜日の塾の話が1回目か2回目でございます。

島崎委員 土曜学習会ですね。

吉川委員 場所もそこだけで、もっといろいろなところであるといいという話がありました。塾という言い方は悪いかもしれませんが、そうなったら、多分、私たちはかかわれることだなと思っているのです。私は来年1年で退職ですけども、私は、退職しても小学生相手ならまだ何とか勉強を教えられますから、一緒に何かやれそうな気がするのです。ただ、そういうことが余り私たちに知られていないのです。小学校の先生をやめられて、そういうことをわかっていたらやるよという方はいるかもしれないです。

私たちは、自分たちで何ができるかということをもっと考えたいし、ともに何ができるかということをもっと考えたい。それができなくなって、初めて公助というのでしょうか、公のことをすると。教育なんて特に公助というか、市云々とか国云々の前に、私たちができることとか一緒にできることがもっとあるのではないかなと思っています。特に、教育ですから、上からやれと言っておいてくるものはいかがかなという部分もあります。ですから、一般教養ではなくて、共生の基礎・基本であるのだったら、教育もやはりともにやっていると探していきたいなと。

2回目のときですか、小金湯のセンターでお話を伺ったときに、私がとても印象に残っているのは、もっと音楽ですとか、市教委の附田先生も話していましたが、食べ物ということも一緒にやれたらもっとアイヌのことがわかってくるのではないかというお話を伺いまして、そういう視点はもしかしたら私たちに欠けているかもしれないのです。そういうことを、いわばともに学ぶで、お互いに教えていただければ、もっと私たちは積極的にできるのかなと。

私は何度か同じことを言っていて、私たちはちょっと引いているということをお話ししていると思いますが、間違っはいけない、違うことを教えてはいけない、もっとあからさまに言うと、大変な対立構造で間違うと大問題になります。学校は何をやっているのだとか、この教師は何をやっているのだと。確かにマスコミにも出て大変になっていますね。あれも必要だけれども、あの構えでいかれると、いわゆるともに学ぶという姿勢はなかなか学校にきつかなというふうに思うのです。もっとふわっと、自分たちでできることや一緒になってできることは、特に小学校ではたくさんあるかなというふうに思っています。

現状と、ちょっともっとできそうなことがあるのかなと、江本委員のお答えになってい

ないかもしれませんが、現場はそんなふうな感覚が強いということだけはお伝えしたいと思います。

常本委員長 ありがとうございます。

今、吉川委員から大変重要なお話をいただいたかと思います。教育の現場では、実はまだやれることは可能性としていろいろある、しかし一方で、それに対するブレーキとなっている事情もないではない、そこら辺を、この懇談会と申しますか、委員会の報告を通じて、ブレーキになっていることがもしあるならばそれを取り除き、また教育現場で先生方が実際に力を尽くしていただけるような環境をつくっていくのがとても重要なことだと思います。一方では、国の方でも、学習指導要領の改定、あるいは、教科書における記述の充実も視野に入れて施策を進めていくということも考えているようですので、両輪が相まって教育問題が進展していくべきものだろうというふうに思います。

ほかに、今の関連で結構でございますけれども、ご発言等がございますでしょうか。

堺委員 二つに分けて考えていかななくてはいけない問題だなと思っています。島崎委員がずっと前から言われているアイヌ民族の子どもたちの学習向上というのは、やはり、吉川委員があと1年で終わるから、その後、その辺も手伝ってくださればすごくいいかなと思うのと、それから、学校現場にアイヌ文化をどうするかという問題と、大きく分けた場合、先日も言いましたように、ちょっと一生懸命やった先生は、大変な思いをして、逆に総すかんを食わされたりするのです。PTAをやっていた当時のことですが、その先生にどうしてあんなに一生懸命やったのだろうと聞いてみたのです。そうしたら、千歳の近くにアイヌ民族の子どもたちばかりの学校があるらしいのです。そこに転勤して、初めてこういう子どもたちとか大変な子どもたちがいるのだと、最初はパニックだった、でも、一生懸命やるうちにいっぱい伝えていかななくてはいけないということがあって、焦り過ぎたのだ、一人でやり過ぎたのだというようなことを言ってその先生は言っていました。やはり頑張っていけばいいで、なぜそこまでやる必要があるのだということで、現場では先生たちからもPTAからも結構突かれていましたね。

今、私はこういう現場で勉強させていただくと、とても大事な問題だったのですけれども、あの先生は自分がアイヌ民族でもないのにどうしてあんなに頑張ったのだろうというのがちょっと残っていたものですから、そういうことを聞いて、やはり教育現場なので怖いというのがあるのは事実ですね。今、吉川委員がおっしゃったように、間違っただけで伝えたら大変だということもあって、ゆとり教育の中で、では、それをどれだけ入れていけるかとなると、意外とさわらない方がいいみたいと。この前もお願いしたように、教育委員会から、音楽の時間だったら勢いよくドアをあけたような状態でトンコリ、ムックリと、美術の時間なら刺繍をやってみようかと、ちゅうちょなくできないものかなと思っているのです。

私は道南の江差出身ですが、江差では子どものときに江差追分を無理やり覚えさせられるのです。北海道にいればいけれども、海を渡ってどこかへ行ったら、あなた江

差の出身だから江差追分を歌えるのは当然だろうみたいに言われるのだから、江差追分を覚えなさいみたいにされて、何でそんなのと思うのです。例えば、今、あなたは北海道だね、アイヌの何か知っているかいと言われたときに、アイヌ民族でなくても、アイヌの歴史が語れたらいいなど。単純なロマンなのですが、本当に教育現場というか、4年生だけではなく、何度も言いますが、音楽は音楽、給食には、今、佐々木委員がおっしゃったようにかぐもの、食べるものとか、美術でもたくさん伝えていかななくてはいけないことがあるように思うのです。それを、一人の先生が一つの教室を任せられて、小学校の先生はやはり無理だと思うのです。教育委員会の先生がいらっしゃっているので、その点はよろしく願います。

事務局（附田指導担当係長） はい。

常本委員長 先ほど、教育委員会の方からご説明があって、現在、教員に対して年2回の研修が行われているということですがけれども、それに加えて、学校そのものの環境ないしこの問題に係る雰囲気を変えるような施策、あるいは工夫を少し考えてみていただきたいということだろうと思います。よろしく願いたいと思います。

本田委員 やはり、二つに分けて考えないといけないと思うのですけれども、市民理解の一環として学校教育の中でアイヌ民族の理解を深めるための教育と、もう一つは、アイヌ民族自身の子どもたちにどういうふうに教育をしていくのかという問題は、ある意味、きちんと分ける必要があります。市民理解の促進は、内容とか量の問題はこれから本当に変えていかないといけないと思うのですけれども、ある程度、システムはまだあるのですね。ところが、アイヌの子どもたちにどういうふうに民族的な教育を行っていくのかというのは、この前も申し上げましたが、システムそのものがまだないのです。そうすると、せっかく今回つけ加えていただいたのですが、伝統文化の担い手育成となると、私がこの言葉から受け取るイメージはちょっと違うのです。これは、例えば、踊りを踊れない若者がいるから、そういう人に踊りとか芸能とか、それから民族的なものをつくる技能を身につける、アイヌ語もそうですが、どうしてもそういうイメージになってしまいます。

しかし、私が考えているのはそうではなくて、例えば、小学校の中で、国語の時間に太宰治をやるぐらいだったら、ウエベケレの物語の中で国語を学んでいけばいいのです。本当は、その国語は本来であれば外国語に相当するものではあるのですが、そんなことを今言っても仕方がないので、どうせなら国語の時間にアイヌの教材を使ってやれる、社会の時間には基本はアイヌの歴史を勉強していく、そういうことを学校教育の中でアイヌの子どもたちに小さいときから保障していくべきだと思うのです。それは、ある意味で民族学校みたいなことになるのですが、それを今の体制の中ですぐにつくれるかということ、やはりいろいろな障害があると思います。

実は、私自身がまだ勉強不足なので、きょうこれを出していいのかどうか迷っていたのですが、一つの可能性として、現状のシステムの中でやれるかもしれないと思っているのは、コミュニティスクールという制度があります。新しい教育基本法の中でつくられて、

今、本州の方ではたくさんありますけれども、北海道ではまだ一つもないです。これは、父母と学校とが本当に連携して、カリキュラムも含めて、物すごく独自の教育をやっているシステムなのです。すごいと思うのは、教員の公募もやります。この学校ではこういう教育をやりたいから、それに賛同する教員は集まれとあって、その運営委員会が教員を採用できるのです。そうすると、さっきおっしゃったように、やりたい先生が今結構いらっしゃるのですよ。でも、それを各地でやろうとすると、やはりあつれきが生じて、何でアイヌのことばかりと。だから、私はそれをやればそういう先生も集めることができるし、そういう先生方は本当に身を投じてやってくださいますから、本当に子どもたちのためになるカリキュラムを考えてくださいます。アイヌの子どもたちだけではなくていいのです。普通の教科は一緒になってやっていて、次の教科のときにはクラスが分かれて、それぞれ自分のやりたいことをやっていくということは、これは外国でもやっています。いろいろな出自を持っている、アイデンティティーを持っている子どもたちは、この時間にはそれぞれの教室に分かれてスペイン語を勉強したり、インディアンを言葉をやったり、英語をやったり、そういうふうに行っているのです。日本でもやれるはずだと思うのです。

そういうことを新しい学校の形として、それは、自治体が国に対して手を挙げないとダメなのです。まず、自治体が、うちではコミュニティスクールをやりますというふうに行手を挙げていただいて、その中で一つの学校なりをこういうモデル校にしていきたいということで指名していただければ、そこで新しい教育をやっていけるというシステムなのです。本当は民族学校が理想です。でも、そこまでいけなくても、現状の中で少しでも子どもたちによりよい教育を与えることができるシステムとして使えるのではないかとこの間に、ちょっとだけ思ってみました。本当は勉強したいのですけれども、ちょっと時間がなくてなかなかそれに向けての勉強ができないのです。できれば、札幌市の方でそういう可能性等も検討していただいて、将来のためのまず第一歩として調整していただけないかなという感じを持っています。

常本委員長 恐らく、今、本田委員のご指摘にあったコミュニティスクールというのは、平成16年の地教行法の改正で入った学校運営協議会制度のことかと思っておりますけれども、それが今のような形での民族教育のいわばスタートを切る形で活用できないかというご指摘かと思っております。

その辺で何かご意見ないしお気づきの点はございますでしょうか。

事務局（附田指導担当係長） ご意見の方は持ち帰りしたいと思います。今、即答できることは何もありませんが、委員ご指摘のとおり、コミュニティスクールについては札幌市はまだ1校もありません。そういったものの推進についてはございませんが、市立学校においては、学校評価の充実を図る、あるいは、学校評議員の方々に委嘱し、学校教育に関するさまざまなご意見をいただくなどして、そういった形で地域に開いていく、地域の意見を取り入れて地域の教育力を活用するという形で推進しています。

ただ、今、全く新しい視点をいただきましたので、なるほど、そういうアプローチもあ

るのかという貴重なご意見でしたので、ぜひ持ち帰って上に伝えたいと思います。ありがとうございます。

事務局（高森市民生活部長） 私の方から、まず、本田委員がおっしゃっていたことはイメージが違って表に入れましたので、これはイメージが合うように修正をさせていただきたいと思います。

それから、コミュニティスクールについても、学校運営協議会のやり方というのは、例えば、東京の方でもやっている例は幾つか、藤原和博さんが校長になったところでやっていたりとか、いろいろな例はあると思います。ただ、私も具体的なことはよくわかりませんので、この辺はちょっと勉強させていただきたいと思います。そういった仕組みがあるのだということは知っていたのですけれども、具体的な中身はちょっと勉強させていただきたいと思います。

それから、このコミュニティスクールの中で、今、本田委員のイメージとしては、一般の子どもたちも含めてアイヌ民族にかかわるいろいろなことを教えたいといった目的を持ってつくって、そういったことができる先生方を集めて、それで一般の子どもたちもアイヌ民族の子どもたちもまとめてアイヌ民族の歴史とかいろいろなものに特化した教育をやっていく、そういうことは仕組みとしてできるのではないかというご意見だったと思います。それでよろしゅうございますね。

本田委員 はい。

事務局（高森市民生活部長） わかりました。

常本委員長 現在、札幌市では、いわゆる広い意味での地域の意見を取り入れる制度で言うと、学校評議員制度が専ら取り入れられているわけですが、あれは、事実上の意見を述べるということで拘束力がない制度ですから、もう一歩進んで、実際の拘束力を持つものとしての評議員会、協議会というものが役に立たないかどうかという観点からご検討をいただければということかと思えます。

ただ、もう一つ、ご指摘があった伝統文化の担い手育成という表への書き込みが、本田委員の本来のご意見を十分に反映していたかどうかというものはあるにせよ、伝統文化の担い手育成と項目そのものはそれとして意味はあると。

事務局（高森市民生活部長） そういうことであれば、これは残したままつけ加えます。

常本委員長 プラスして、今のご意見をさらに入れられるかどうか検討していただければということかと思えます。

事務局（高森市民生活部長） 本田委員が前におっしゃっていたのは、たしかアイヌ民族の子どもたちが自分たちの民族の歴史なり文化なりについて学べる保障がないのだと、そういった場が必要ではないかというご意見ですよね。

常本委員長 きょうは、その入れ物についてちょっとまた補足的にご提案があったのだらうと思います。

ほかにいかがですか。

堺委員 市の方に質問ですけれども、一般市民の理解促進ということでさぼーとほっと基金なのですが、例えば、町内会としてアイヌの方に来ていただきたいということをして1年半ずっとやってきたのです。しかし、とても難しい問題があって、これを具体的に活用させていただくとしたらどうすればいいのかなと思いました。

事務局（加藤アイヌ施策課長） これは、基本的には寄附で成り立っていますから、例えば、ぜひ何かをやりたいという地域の団体が来て、何ぼか集まったので、それで札幌市に対してこういった事業をやってほしいということで寄附すれば、そういう形でできると思います。

堺委員 ちょっと何かよく……。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 要は、寄附というのは、いわゆる事業に対する寄附と団体指定の寄附があるのです。団体指定のためには、とりあえず支部が寄附を受ける団体登録をしてもらえれば、支部がこういった事業をやるのだけれども、寄附しますからお金を使ってくださいということであれば、支部はそのお金を使って事業ができるシステムなのです。

堺委員 たくさんの寄附があって、プールした一つのものから何々に使っていいですよということで落ちてくることとは違うのですか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） アイヌ伝統文化に対して寄附しますという方がいれば、それはいろいろな団体がありますから支部になるかどうかわかりませんが、その団体がこういった事業をやるけれどもとなれば、その寄附を使える可能性があります。

堺委員 なければ……。

事務局（高森市民生活部長） 寄附がなければ難しいです。できないということです。

堺委員 具体的には寄附がなければ難しい。

事務局（加藤アイヌ施策課長） ですから、寄附がなければ、原資がないとできないということです。ですから、一番いいのは、先ほど本田委員がおっしゃるように、企業が支部に対して寄附したいのだけれども、普通に寄附すれば税金がかかりますから、こういうものを通してやればいわゆる税制上のメリットもあるのです。そういった面で、支部がこういった事業をやるということに対して、では、私は支部に対して寄附しますということであれば、こういった資金が活用できますよと。お金の出どころは企業ですけれども、企業のメリットは寄附するということで税控除を受けられると。

常本委員長 使い道を指定した寄附という制度ですね。

事務局（高森市民生活部長） それと、団体等指定があります。ただ、そういった寄附があることが前提です。寄附がないと資金がありませんので、アイヌ民族の伝統文化にかかわる事業についてA企業は100万円寄附いたしますと。

常本委員長 それは、寄附するに当たって、用途と対象を指定しないでの寄附というのはいけないのですか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 一応、事業に対する寄附と団体に対する寄附がありま

すから、例えば、アイヌ文化のまちづくりのために使ってくださいというだけで相手を指定しなければ、寄附を受けますけれども、受けた時点で、ではこういった事業をやりたいのだけれどもとどこかの団体が来れば、それにその企業のお金を使えるという可能性は出てきます。

常本委員長 私が念頭に置いていたのは、私どもの大学でも同じような用途指定、あるいは、行き先の学部等指定の基金があるのですけれども、一方で、全く指定しない寄附というもあり得て、それについては大学側で自由に行き先を決められるというものがあるのです。そういうものはさぼーとほっと基金の中にはないのかなと思ったのです。

事務局（加藤アイヌ施策課長） だから、ただ単にまちづくりのために使ってくれと言えば、どうなのでしょう、私は担当ではないので……。

これを見ると、やはり分野やテーマを指定とした助成ですので、テーマと分野がなければそれに使われることはないと思います。だから、何もなくて……。

常本委員長 基金の詳細については、また別途いろいろ教えていただくことにして、この時間は貴重ですので、施策そのものにかかわるご質問、ご意見を優先したいと思います。

島崎委員、何かございませんか。

島崎委員 今、札幌市が藻岩山山頂に大きな建物をつくるということで、ロープウエーの改修ということで取り進めている問題があると思うのです。その中で、施設ができて、レストランが必要だとか、今、実際に売店がついていると思いますが、そういうふうになってまた新しいものとなったときに、その根底に、アイヌ民族はずっとその話し合いの場に立ち会うことができませんでした。前回、私と阿部委員が2人で急遽駆けつけて、アイヌ民族としてかかわっていくべきだと。特に、頂上にいきますと、皆さん見ていると思いますが、インカルシペというきちんとアイヌ名がついた、四方八方の景色がすごくよくて、すばらしい景観のところで、観光客がたくさん来ているし、登山者が愛用している場所もあると思うのです。

そのロープウエーが全部老朽化したのを直してはいけないということではなくて、やはり、環境的にも重んじて、昨日、陳情書が出ていると思うのですが、その中に、売店棟とか、アイヌがずっと大事にしてきた場所、見晴らしのいいところという名前なのです。そういうことも含めて、アイヌ民族がこれからその場所に売店棟やレストランができたなら、そこに参入させていただきたい。当然、やはりアイヌ民族にも話があるべきだと私は思っていますので、そのところは、今、札幌市はどういうふうを考えているのか、直接聞きたいなと思っていました。お聞かせください。

事務局（高森市民生活部長） 直接、所管しているところではありませんので、具体的にどうこうというお話はできませんけれども、また、この計画とはかかわりのない部分かなと思いますが、島崎委員からそういうお話がこの検討委員会の場であったことは所管の方にお伝えします。その上で、所管の方で対応していただくようにしたいと思います。

島崎委員 よろしく願います。

常本委員長 あと、この推進計画との関連でご質問あるいはご発言等はありませんでしょうか。

阿部委員 二、三日前に、北海道新聞に、札幌市が、新年度、臨時職員を募集すると出ていました。時々、派遣社員が大量に解雇されたということがあって、今回の臨時職員は60人から80人採用するとか、新聞報道を見てびっくりしたのです。だから、このところにもアイヌ民族の雇用対策について、僕は3回の検討委員会でもお願いしているのだけれども、さっぱり出てこないのです。やはり、これは独自の対策というのは全く考えられないことなのでしょうか。

事務局（高森市民生活部長） 雇用対策という面ですけれども、どういった側面からの雇用対策ですか。例えば、市の方で採用せよということなのでしょうか。それとも、一般の企業に対して働きかけをせよということなのでしょうか。

阿部委員 札幌市が臨時職員を採用すると二、三日前の道新に出ていました。緊急雇用か何か知らないけれども、80人とか60人とか……。

島崎委員 98人です。

阿部委員 だから、そうやっていて、例えば資料4のところにも書いてあるけれども、国のアイヌ民族の雇用対策が出なければ何もしないのですか。

事務局（高森市民生活部長） 一応、臨時職員であっても地方公務員でありますので、地方公務員法上のいろいろな制約を受けることになります。したがって、その制約がある以上、特別枠をつくったりとか優先的に雇用するというのはなかなか難しいというふうに考えております。

阿部委員 なかなか難しいという言い方が、100%できませんというのではなく……。

事務局（高森市民生活部長） 今のところ、法律で100%できないというふうに思っています。

阿部委員 そんなことはないと思いますよ。例えば、前回、私は謝罪をしましたけれども、一連の機動訓練というのは道でやっているものですよ。それはアイヌ民族限定でやっているのですよ。そういう訓練をちゃんとできるのですから、同じ労働対策でどうしてこういうことができないのですか。

事務局（高森市民生活部長） それは、機動訓練ということで国の施策としてやっていることでありまして、職員の採用とはまた別のことだと思います。

阿部委員 いや、そうはならないと思います。

では、委員長、もう一つ、住宅に関連して言いますけれども、この住宅の問題でも、これは何度も申し上げておりますが、この中でも、アイヌ専用住宅建設とか市営住宅に優先入居とか書いています。これは何度も言いますが、この市役所の前の通りを行った苗穂駅前にあるあの5棟を建てたのは何ですか。何度言ってもあれに対して回答をくれないけれども、あれは何のために建てたのですか。

事務局（高森市民生活部長） 東橋のところの住宅のことですか。

阿部委員 はい。

事務局（高森市民生活部長） あれは、経緯をさかのぼりますと、昭和22年ごろに、豊平川的一条橋の右岸とか、あるいは、東橋の左岸のところに掘って小屋をつくって住んでいた方がいらしたのです。その人たちを、一たん、東橋の下流、それから市有地のじんかい焼却物の処理場跡の空地に移転をしてもらいました。河川敷にいろいろ建っていたものを集約して移転をしてもらいました。それは、昭和22年11月に移転をしております。ただ、その後、同じように河川敷にいろいろな家がまた無秩序に建ち始めましたので、そうした家に関しては全部移転をもらいました。ただ、この部分だけはずっと残っていたのです。それが、たまたま市が場所を指定して移転してもらったのでそのまま残ったのですが、たしかオリンピックのときだったと思いますけれども、そのときに、やはり景観上の問題とか河川敷の河川管理上の問題とかいろいろありまして、この人たちを移転させるために東橋のところに住宅をつくってそこに移転をもらったというものであります。ですから、はなから家を建ててそこに住んでもらったというわけではなくて、いろいろな経緯が合って移転したものをさらに移転をもらったということになります。移転のための住宅をあそこにつくったと、経緯はそういうことあります。

阿部委員 そういう問題と、例えばホームレスの対策だとか、あるいは派遣社員がこうなったからということで臨時職員を採用したりしているのではないですか。それなのに、私たちアイヌ民族が長年言っても、全く一般対策では法律がないとおっしゃいますけれども、僕らにしてみたら、何か同じ自分たち日本人だけは優しくするけれども、アイヌには優しくないと思いますよ。

事務局（高森市民生活部長） いろいろ募集をしておりますので、応募していただきたいと思います。

阿部委員 そうではないのです。いろいろ募集してって、JRのときだってそうではないですか。国鉄がJRになったときだって、あるいは、炭鉱が閉山になったときだって、そうやって特別に採用するのではないですか。それなのに、何でアイヌ民族にはしないのですか。

事務局（高森市民生活部長） 炭鉱のときの経緯は、書類が残っていないので私もよくわかりませんが、JRのときには特別枠で採用したわけではなくて、一般の人たちと一緒に試験を受けていただいて試験採用をしております。

阿部委員 それは違います。

事務局（高森市民生活部長） そういうふうに私たちは人事当局から聞いております。

常本委員長 それは、恐らく、例えば機動訓練のようにアイヌ民族そのものを特別最初からターゲットというか、対象にして施策を組み立てている場合や、あるいは、先ほどの住宅のように、いろいろな経緯があって、アイヌ民族であるであるということの特理由にはしないで、その経緯の中で住宅を用意されたケースだとか、あるいは、公務員採用のように公務員法という枠の中で何ができるかということは、それぞれやはり異なった事情

があって、ひとし並みにアイヌ民族であるということによる特別な処遇ができるかどうかというあたりは、またさらに考えるべき点があるのかなというふうに思います。

ただ、これは、阿部委員が前におっしゃっておられたように、先住民族であるという要素を今後の札幌市のアイヌ施策全体の中でそれぞれどう位置づけていくのかということにかかわってくることでもあろうかと思しますので、そこら辺の視点を視野に入れながら個々の施策にそれをどう生かしていけるかというのは考えていくべきことかなと思います。

あとはいかがでしょうか。大体、この課題の検討について当初考えていた時間はぼちぼちきているかなという気はしないでもありません。

これについては、もちろんきょうでおしまいということではなくて、次回、もう一回、ご意見があれば、これについてはさらにご意見をいただく機会も設けたいと思っております。きょうのところで、今の議論の流れもありますので、なお発言しておきたいという方がいたらぜひちょうだいしたいと思います。

島崎委員 ある友人とお話をしている、ちょっとおもしろい話を聞いたのです。

今、札幌市は10区あって、その10区の札幌市が保有している土地の中に、例えば私は南区藤野に在住していて、商店街とかで市の土地があって浮いているもの、出ていったりとか、もう商売をしなくなっている空地みたいなものがある、そのあいた土地に、例えば建物が老朽化していても、便利性を考えて、アイヌ民族がその生活館的なものに使えたりとか、そういうふうな利用の仕方を教えてもらいたいなど。次回でいいですので、そういうふうな浮いている土地の活用について、どういうふうにしたら使えるのか、それは使えるものなのか、そして前提としては使えないものなのか、そういうことを教えていただきたい。

区に行きますと、必ずそういうふうな老朽化したものがある、土地は市が押さえているものがたくさんあるそうなのです。その活用の仕方として、意外に、先ほど言われた民族学校的な、最初のスタートは学習塾だったり、今、白石区に1校だけ札幌市共同利用館があって、そこで子どもたちが学習していますが、あちらこちらにあるとまた学習のスペースで使えたりします。そういうことで、ただというわけにはいかないかもしれませんが、アイヌの人たちが安いお金でそういう土地活用のできる場所があればいいなど以前からずっと思っていたのです。それはどういうふうなものか、私はわからないのでちょっとお聞きしたかったなと思っていましたので、次回に教えていただければと。

事務局（高森市民生活部長） 島崎委員がおっしゃっているのは、まず、札幌市が持っている土地であると、その上に建物があって、建物が老朽化、あるいは、まだ老朽化のほどはいいないけれども、今使っていない、そういうあいているところがあるのではないかと。あるかないかがまず一つと、それから、それを使う場合にはどういうことで使えるのか、その辺を知りたいという趣旨でよろしいですね。

島崎委員 はい。

常本委員長 ありがとうございます。

そういたしますと、大体、きょうの具体的施策に係るご意見をいただくことについては、とりあえずこちら辺でよろしゅうございましょうか。先ほど申し上げましたように、また次回も、さらにご意見があればぜひちょうだいして議論を深めていきたいと思えます。

きょう、本当に多岐にわたってこの課題に関するご意見、ご質問、ご指摘等をいただき、高森部長もご満足いただけたのではないかと思います。中には、もちろん大変重い宿題等もあって、阿部委員のご指摘のあった先住民族であるという位置づけをどう全体に生かしていくかということもございませう。また、起業支援というものについて、財政支援からスタートするのは難しいにしても、モラルサポート的なことも含めてどういう可能性があるかというようなこと、あるいは、学校教員の問題に関して、教員そのものの育成ないし研修も重要だけれども、学校の環境、学校の中での雰囲気というものをどう醸成していくかということも考えなければいけないということ、あるいは、子どもたちの民族教育のスタートとして、例えばコミュニティスクールのような制度は使えないかどうかの検討、あるいは、最後の遊休地なり遊休施設の問題等、若干、事務局の方に継続的にご検討いただきたい宿題も出てきたかと思えます。

そういったことについてのご回答、さらに、それを踏まえ、あるいは、きょう論じ残した問題についてはまた次回に時間をとって検討させていただきたいと思えます。

きょうは、もう一つの素案というのがお手元にありますが、これについては、先ほど申し上げましたように、できれば次回に集中的に議論をさせていただきたいと思っております。ただ、その前に、それこそ、また事務局への年末年始のクリスマスプレゼント、お年玉ではありませんが、宿題になるかもしれませんけれども、ご検討いただくことの指摘という意味合いも含めて、この時点でお気づきの点等が何かあればちょうだいいたしたいと思えますが、いかがですか。

事務局（高森市民生活部長） 言われる前に、こちらからお願いがございました。

実は、本当にあらあらのたたき台ということでつくらせていただいたものでございませうが、事務局側として非常に迷っているところがございませう。

一つは、歴史的経緯の中で、一般的なことは大体同じようなことしか書けないのですが、札幌市特有の問題、札幌市独自の問題、札幌市のこういったところにアイヌ民族が住んでいて、それが歴史的にどうなってきたのかということに関しまして、私どもの方にあるのは「新札幌市史」という資料だけあります。それ以外のものはございませう。そういったものを参考にして、できれば札幌らしさということで書き込みたいなと思っておりますが、皆さん方の方で、もしそういったもので何かよい材料、あるいは、こういったところはぜひ盛り込むべきだとか、歴史的にこういう流れがあったということは札幌らしさということできちっと載せてほしいというご意見、ご要望がありましたら、ぜひお寄せいただければと思えます。

事務局側として、その辺をどう書き込んでいいのかというのは非常に迷っている部分でありますので、よろしくお願ひしたいと思えますし、参考になるものがありましたら教え

ていただければ非常にありがたいと思います。できましたらそういったものを盛り込んだ形で歴史的経緯の書き込みをしたいなというふうに思っております。

それから、もう一つ、これは、阿部委員なり島崎委員の方をお願いになるのか、あるいは、貝澤委員の方へのお願いになるのかなというふうに思うのですが、例えば、札幌という大都市に住んでいるアイヌ民族の方たちと、平取とか白老とか、昔からアイヌ民族の方たちの集落があって、アイヌ民族の方たちが多い環境の中で生活している部分と、大都市に出てきたときと、札幌とほかとの違いといいますか、生活上、あるいは環境上でどういったところが違っていたのかなと。そういうところについて、もしご意見、あるいは何かの形でいただければ非常にありがたいのかなというふうに思います。

阿部委員からは、先ほどの課長研修の後の場におきまして、自分たちが生まれ育ったところでは、周りに同じようなアイヌ民族の子どもたちなり大人たちがいて、そこではアイヌ民族であることは余り意識しないで生活できていたけれども、札幌に出てきたときに、例えば銭湯に行ったときにちょっとというようなことを感じたことがあるのだと前に伺ったことがあります。何か、大都市の中でのアイヌ民族の生活と、ほかのところでの生活の中での違いと言ったらおかしいのですが、これも札幌らしさになるのかなと思いますけれども、そういったところをご参考にご意見いただければ非常にありがたいなというふうに思っております。次回でも、あるいは、何らかの機会にお話いただければ非常にありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

常本委員長 恐らく、今のお話がこれに関してのきょうの最大の眼目だろうと思います。せつかく札幌市としての報告書を作成しますので、歴史の面においても、また、現状の問題の指摘、把握の点についても、札幌という都市部固有の問題について、ぜひ委員の皆さんからのお知恵をお出しただいて、それを反映させたいということです。

今の段階で、こういうものがある、あるいは、この点をさらに検討してほしいというご意見があればちょうだいしたいと思います。また、この後、次回の委員会、また、次々回の委員会までの間に個別に事務局の方にこういうものがありますよと情報をお寄せいただくことで結構だと思いますが、その辺でお力をおかしいただければと思います。

貝澤委員 今のことにちょっと関連するかもしれませんが、当然、札幌の場合は石狩アイヌというか、石狩川流域で、いわゆる二風谷とか白老と同じような部分もあって、それから、各地から出てきた人たちもおりますので、そこら辺の問題をまとめて都市型アイヌと考えていかないと。

だから、イオルについてちょっと話をさせていただければ、イオルについても、札幌のイオルは、そこら辺も考慮しながら、札幌タイプというか、札幌型のイオルについて、今回のこれには余りのっていませんが、これもちょっと検討して入れていただきたいと思います。

先ほどの質問については、支部として答えられるように、1回、それについての会議も持たなければならぬと思います。それで、極力、返答をさせていただきたいと思います。

事務局（高森市民生活部長） よろしくお願ひします。

常本委員長 ぜひ、よろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

常本委員長 そういたしますと、この素案につきましては、次回、ないしは次々回までの間にお寄せいただいたご議論あるいは情報等を踏まえて、さらに修正させていただいたものをお出しいただき、それを次回に検討するというところでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

常本委員長 ありがとうございます。

そういたしますと、本日の第4回の委員会につきましては、以上のようなことで取りまとめさせていただきたいと思ひます。具体的施策につきましても、先ほどのようなことでさらにご意見があるかと思ひますので、それにつきましても、次回、継続で議論したいと思ひます。また、この素案につきましては、皆様からお寄せいただいたご意見等を踏まえながら、次回、集中的に議論したいと思ひております。

本日は、長時間ご議論いただきまして、どうもありがとうございました。それでは、事務局の方にお返しいたします。

事務局（高森市民生活部長） 本日は、どうもありがとうございました。

前回、希望いたしまして、厳しいご意見をたくさんいただきました。宿題もたくさんいただきましたので、次回に向けまして、事務局側でもいろいろと検討させていただき、できるだけ答えを出せるように調整していきたいと思ひております。

それから、次回は、できましたら1月末ぐらいを一つのめどとしてやりたいなと思ひております。また、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

いろいろとご意見をたくさんちょうだいしておりますので、次回に向けまして、またこの中身を精査して整理させていただきたいと思ひます。できましたら、次回は、報告書の全貌がどんな形になるのか、ある程度わかるようなものをご提示できればと思ひております。また、事前に資料をお送りさせていただきますので、よろしくお願ひします。

4. 閉 会

事務局（高森市民生活部長） 本日は、本当に長時間、いろいろありがとうございます。遠慮せずに、次回もどんどんたいていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

以 上